

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集等について

1 背景

- 「骨太方針 2 0 2 5」等において、「外免切替手続について住所確認や知識・技能確認の審査内容を厳格化」が求められている。
- 基本的なルールを理解していない外免切替により免許を取得した外国人による交通事故が発生。
- 海外では免許取得時に一定の居住・在留が求められている中、日本では当該要件がなく、観光客等が免許を取得。

2 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集

(1) 意見募集期間

令和 7 年 7 月 11 日（金）から同年 8 月 9 日（土）まで（30日間）

(2) 内容

- 外国人で住民基本台帳法の適用を受けない者については、従来、旅券等の提示で免許証を取得できた手続を改め、運転免許の申請時に、
 - ・ 外務省が発行する身分証明書又は権限がある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定める書類の提示
 - ・ 公の機関が発行した住所を確かめるに足る書類の添付を求めることとする。
- 外国人については、免許証の更新時に、在留カード、特別永住者証明書、住民票の写し又は上記の書類の提示を求める
- 国外転出中の日本国籍を有する者については、運転免許の申請時等に、戸籍謄本等及び住所を確かめるに足る書類の添付を求めることとする。
- その他所要の改正を行う。

(3) 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

3 知識確認及び技能確認の厳格化を図るための措置（通達の発出）

(1) 内容

- 運転に必要な知識の確認について、イラスト問題 10 問、審査基準 70 パーセント以上とする現状を改め、イラストの問題を廃止し、問題数 50 問とするほか、審査基準を新規免許取得時と同様の 90 パーセント以上に引き上げる。
- 運転に必要な技能の確認について、横断歩道の通過等の課題を追加するとともに、新規免許取得時と同様に、審査基準についても、合図不履行や右左折方法違反等の採点を厳格化する。

(2) 開始期日

令和 7 年 10 月 1 日